

鎌倉市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づく市道路線の廃止を行ったので、同条第3項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路調査課において令和7年(2025年)11月21日から令和7年(2025年)12月9日まで一般の縦覧に供します。

令和7年（2025年）11月21日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路線の廃止

道路法第10条（路線の廃止又は変更）

整理 番号	道 路 の 種 類 及 び 路 線 名	起 点		終 点		主 要 な 経 過 地
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番	
2	市道024-010号線	鎌倉山一丁目	1635番3	鎌倉山一丁目	888番4	同一地域
3	市道005-003号線	大町五丁目	2111番3	大町五丁目	2105番	同一地域